

『Made in 新潟 新商品調達制度』

平成 30 年度 新事業分野開拓事業者を募集します。

—優れた新商品を生産・提供する県内事業者を認定し、販路開拓を支援します—

「Made in 新潟 新商品調達制度」は、新規性の高い優れた新商品を生産・提供する県内事業者を知事が認定し、新商品の開発に積極的に取り組む事業者の販路開拓を支援し、県内産業の振興を図る制度です。

認定事業者及び認定商品は県ホームページ等に掲載して広くPRするほか、認定商品は県の機関が随意契約により調達することが可能となります。また、県が調達した新商品については、使用評価を行い、その結果を認定事業者に提供します。

※商品とは、物品及び役務(サービス)をいいます。新商品とは、下記認定基準を満たした商品をいいます。

※認定をもって県における調達が確実に行われるものではありません。

■ 募集期間

平成 30 年 7 月 25 日 (水) ~ 平成 30 年 8 月 24 日 (金)

■ 認定を受けようとする事業者の要件 (募集対象者)

県内に事業所を有する中小企業者及び地域中核企業^(※)等であって、次に掲げる物品を県内で生産する者又は役務(サービス)を県内で提供する者

- (1) 県知事の承認を受けた経営革新計画に基づいて生産・提供する商品
- (2) 県、公益財団法人にいがた産業創造機構の補助金、融資制度等を活用するなど、県や機構の支援を受けている商品
- (3) 国、県内市町村の補助金、融資制度等を活用するなど、国や県内市町村の支援を受けている商品
- (4) 県内企業が取得した特許権、意匠権に基づいて開発、事業化した商品 等

※地域中核企業：

地域におけるサプライチェーンの中核として県内に協力企業を多く有する企業

■ 認定基準

- (1) 県の機関において用途が見込まれ、販売を開始してから概ね 5 年以内の商品 (医薬品を除く。)
- (2) 市場にはないもの又は既存商品とは著しく異なる使用価値を有するもの 等

■ その他

詳細は、新潟県産業労働観光部ホームページをご覧ください。

(<http://www.pref.niigata.lg.jp/sangyorodo/>)

お問い合わせ先：産業政策課

TEL:025-280-5234 FAX:025-285-3783